

中井町空家等対策協議会について

1. 協議会の位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第8条に規定される法定協議会であり、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、中井町空家等対策協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づいて設置する協議会です。

※法抜粋

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2. 協議事項

要綱第2条の規定に基づき、次の内容について協議を行います。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 管理不全空家等又は特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 管理不全空家等又は特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 空家等の活用に関すること。
- (5) その他空家等対策に関し必要と認められる事項

3. 委員構成

法第8条の例示に基づき、町長のほか、法務、不動産、建築等に関する各分野の学識経験者及びその他町長が必要と認めた者により構成します（別紙「委員名簿」をご参照ください）。

4. 委員任期

令和7年9月26日から令和9年3月31日まで（任期2年）

5. 協議会の開催予定

中井町空家等対策計画の策定に関する協議として、令和7年度中に3回の会議を予定しています。また、計画策定後の令和8年度以降の協議会については、管理不全空家又は特定空家に該当する物件が発生した場合等、必要に応じて開催する予定で検討しています。

※「空き家」は、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示2号）に基づき、原則「空き家」と表記しますが、法律名、計画名、協議会名等の一部の用語については、法に基づき「空家」と表記します。